

令和5年2月20日

お取引事業者 各位

国立大学法人千葉大学
財務企画課決算・財務分析係

消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式が導入され、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録申請の受付は令和3年10月より開始されておりますので、国税庁のホームページ等をご確認いただき、制度をご理解いただいたうえで、適宜ご準備・ご対応ください。

○ 国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下にお知らせいたします。

氏名又は名称 : 国立大学法人千葉大学
登録年月日 : 令和5年10月1日
適格請求書発行事業者登録番号 : T2040005001905
本店又は主たる事務所の所在地 : 千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号